

市内事業者を対象とした補助金のご案内

◎企業立地支援事業補助金

市内で新たに事業を開始する製造業者、並びに事業拡張のため一定規模以上の工場を新設・増設又は賃借を行う製造業者を支援します。(市外からの転入、市内での移転、増築及び新たに別の場所に工場を新設又は借りる場合に対象になります。)

- ①固定資産税等相当額補助金…新たに工場を100㎡以上新設、又は増設された方。ⁱ
- ②貸工場賃借料相当額補助金…新たに100㎡以上の貸工場に入居された方。ⁱⁱ
- ③雇用促進補助金…上記の事業者が新たに市内に住所を有する者を一年以上雇い入れること。

※^{i,ii}工場部分の延床面積が100㎡以上に限ります。(事務所等は対象外)

●補助対象者

- ・本市の特定地域内(都市計画区域のうち工業地域、準工業地域、工業専用地域)で製造業を営み、原則として事業による市税を完納している方。
- ・貸工場賃借料の場合は、所有者と借家人(法人にあってはその代表者)が、三親等以内の親族でないこと。

●補助金額等について

①固定資産税等相当額補助金

工場に係る固定資産税、都市計画税相当額の1/2額以内

200万円限度 補助期間3年間

②貸工場賃借料相当額補助金

年度内の貸工場家賃相当額の1/2額以内

120万円限度 補助期間24ヶ月

③雇用促進補助金

雇用者数×**20万円**

300万円限度 補助期間1年間

～お問い合わせ先～

川口市役所商工課 商工業振興係

Tel: 048-258-1110 内線: 2435

Mail: 100.0100@city.kawaguchi.lg.jp